

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、坂出市松山土地改良区から役員
の退任について次のとおり届出があった。

令和6年4月30日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	高橋 隆利	坂出市大屋富町2093番地3	令和5年12月6日